

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和7年8月8日（金）13：30～15：00

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本部会長、井上部会長代理、五領田委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、長岡委員

使用者代表委員

西岡委員、八塚委員

事務局

常盤労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 部会長及び部会長代理の選出について
- 3 会議の公開について
- 4 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- 5 資料説明
- 6 金額審議
- 7 その他
- 8 閉 会

議事

○賃金室長

ただ今から、第1回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。

皆様には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

本日は第1回目ですので、部会長及び部会長代理が選任されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

本日は、使用者代表の小池委員が欠席されておりますが、8名の委員の皆様に御出席

いただいているので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の専門部会は公開としております。傍聴される方は注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事項番2「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長は、「公益を代表する委員のうちから、委員が選舉することとなつておりますが、これまでの慣例どおり、公益委員の皆様に一任させていただくことによろしいでしょうか。

(一同同意)

○賃金室長

それでは、公益委員の皆様で御協議いただきますようお願いします。

(公益委員で協議)

○森本委員

公益委員で協議した結果、部会長は、私、森本、部会長代理は、井上委員となりました。

○賃金室長

それでは、部会長は森本委員、部会長代理は井上委員と決定しましたので、以後の議事進行を、森本部会長にお願いいたします。

○森本部会長

部会長を務めさせていただきます、森本です。

皆様には、それぞれのお立場から、昨年度に引き続き難しい御判断をいただくこともありますかと思いますが、例年以上に厳しい審議日程となっておりますので、円滑な審議への御協力をお願いいたします。

それでは議事を進めます。

議事項番3「会議の公開について」に入ります。

ここでは、専門部会の公開・非公開の可否について決めたいと思います。

会議の公開・非公開については専門部会運営規程第6条、議事録の公開・非公開については第7条により、専門部会の部会長が決定することとなっております。

専門部会の審議のうち、具体的な金額審議については、「事業所の経営状況」や「労働者の待遇」に関するデータなど、具体的な情報を提示しながらの審議となります。

中央最低賃金審議会における「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない観点で、公労使三者が集まって審議を行う部分は、公開することが適当となっております。

当専門部会におきましても、公労使三者が揃う審議については、基本的には公開することとした上で、公労、公使の二者間での具体的な金額審議の部分、三者がそろう場面でも採決時など、部会長が必要と判断した場合は、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本部会長

それでは、具体的な金額審議などについては非公開といたします。

本日の専門部会においても、公労、公使協議で行う具体的な金額審議に入る時点で、傍聴者の方には退席をお願いすることとなりますので、予め御承知おき願います。

それでは、議事項番4「中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○労働基準部長

初めに、中央最低賃金審議会の藤村会長からのビデオメッセージを御視聴いただきます。

こちらは、委員の皆様に改定目安の内容の御理解を深めていただきやすいよう、全国で導入されているものです。予め放映するメッセージが資料のどの部分に対応しているかをお知らせしておきます。

まず、ビデオメッセージが始まると、メッセージ放映の趣旨、最低賃金の位置付け・考慮要素、そして目安の位置付けなどの導入部分がございます。

続いて4分40秒頃から、別紙1「公益委員見解」の目安のポイントの説明に入り、「ア 労働者の生計費」、「イ 賃金引上げの状況」、「ウ 通常の事業の賃金の支払能力」の順に、3要素それぞれの評価のポイントの説明があります。

続いて9分50秒頃から、資料6ページから始まる「エ 各ランクの引き上げ額の目安」、最後に13分40秒頃から、資料10ページの「カ 発効日についての審議を含めた各審議会への期待等」の説明となりますので、御承知おき下さい。

それではメッセージの再生をさせていただきます。

○中央最低賃金審議会藤村会長（ビデオメッセージ）

中央最低賃金審議会会长の藤村です。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会になればと思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものであります。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるのですが、基本的な考え方をここでお伝えしておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すこととなっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目となっています。具体的には、中長期の金額目標と、地域間格差是正になります。

次に目安について、御説明したいと思います。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識していただきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりになることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものと私たちは考えております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実績に基づいた議論を尽くした上での決定をしていただきたいと思っております。

本年度目安のポイントについて、説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なる訳ですが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加え、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目いたしました。

3要素について、それぞれ説明します。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行っており、これは昔から、そうしております。それと共に、今年度の物価について丁寧に議論をしました。足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認いたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」やそのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断しました。

そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になりました。今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにしました。具体的には、「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つです。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案しました。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっています。

次に「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働者の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考え方が一致したところです。

最後に、「通常の事業の賃金支払い能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されておりまして、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけです。そこで例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認しております。その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転換にはまだまだ改善の余地があることは意識したが、全体として支払能力は改善傾向であると考えました。

さて、今年度示した目安について、これまでの説明と重複はありますが、ここは強調

したいところですので、申し上げておきたいと思います。3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところでございます。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣僚会議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは必要だと意識してまいりました。

そういった中、消費者物価指数の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には、Aランク63円、率にしますと5.6%、Bランク63円、率が6.3%、Cランク64円率は6.7%としました。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものであります。

公益員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中ありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しておりますので、適宜参考にされたいと思います。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっております。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望したいと思います。

以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考

にしていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果についてこれからも注目してまいりたいと思います。

以上です。

○労働基準部長

ただ今の改定目安額に関する答申内容について、簡単に補足させていただきます。

改めて目安の答申の資料を御覧下さい。1ページ目のところで、ただ今の説明にもありましたけれども、昨年度と同様に労使の意見の一一致には至っていないということです。

結果として8月4日の中賃本審で、この別紙1の公益委員見解、それから別紙2の小委員会報告、これを各地方審議会に提示するという答申がなされたところでございます。

こちらの目安の答申文を御覧いただくと、記4以降が中賃から政府に対する要望の内容でございます。昨年度も同じようなものがございました。4番は、中小企業が原則的に賃上げできるための価格転嫁対策。5番は、生産性向上支援のための業務改善助成金や、それ以外のキャリアアップ助成金等の支援策。6番は、労働生産性引上げのための税制による支援の強化、事業継承、M&Aなどの中小企業経営基盤の強化、こういったところは昨年度と同様でございます。

また、本年度は中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画、いわゆる施策パッケージというところでございますけれども、この文言が追加されております。

それから7番から9番のところで、今申し上げた中小企業に対する施策に基づいて、中小企業が生産性向上を進めやすいように、税制等のインセンティブ措置、販路の開拓、海外展開への促進などに向けた支援策に対する周知徹底を要望するというものでございます。

10番、11番が価格転嫁対策の更なる踏み込んだ要望でございますけれども、今年度は下請法改正に伴う公取委の体制の強化、また11番の方では特に価格転嫁率が低い業種、こういったところへの省庁横断での対応が記載されています。

12番はB to Cという価格転嫁がなかなか難しいところへの消費者の理解を求めていくところ、それから13番は年収の壁で、昨年と同様でございます。

続きまして、別紙1 公益委員見解でございます。こちらはビデオメッセージどおりでございますけれども、引上げ目安がABランクで63円、Cランクで64円ということになっております。公益員見解は改めて御確認いただけたらと思います。

続きまして、参考資料の説明をしてまいります。16ページの消費者物価指数の対前年上昇率の推移でございます。メッセージの方にもございましたが、今年は持家の帰属家賃を除く総合とその下の4つの指標、このうち頻繁に購入は昨年の答申にも用いられたものですが、それ以外の3つの指標も加えたところでございます。頻繁に購入する以外

に、1か月に1回程度購入、基礎的支出項目、これは消費者物価指数のうち、支出弾力性が低い、つまり収入の状況によらず一定の支出が必要になるものでございます。食品に加え、家賃、光熱費が含まれております。それから食料ということで、結局3つ目も4つ目も上と被っている部分が多くあるということでございます。

こういった4つの指標から、生計費を出したところでございます。具体的に17ページに頻繁に購入する品目と1か月に1回程度購入する品目の構成が載っておりますので、後で御参照いただけたらと思います。

この4つの指標の対前年上昇率の平均が、先ほども出ましたけれども、頻繁に購入で4.2%、それ以外でも6.7%、5.0%、6.4%というような数値となっております。

続いて18ページから20ページに、エンゲル係数であるとか、あるいは生計費に関するアンケート結果等、生計費に関するデータが載っています。

続いて21ページ以降が賃上げの状況でございます。21ページの連合から始まって、23ページの経団連、24ページで日商のそれぞれの集計結果になっております。25ページは賃金改定状況調査の第4表のランク別賃金上昇率の推移のグラフになっております。

26ページがフルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較で、今年度から新しく取り上げられたものになっておりまして、フルタイム労働者の賃金の平均中央値に対して、最低賃金の額というものがどの程度の割合であるのかというものを国際比較したものです。27ページがその内容です。

28ページ以降が、法人企業統計による企業収益になっております。29ページの赤枠で囲んだ部分が、資本金1,000万円以上の企業の経常利益率です。赤枠の下の部分が、規模ごとの経常利益率になっておりまして、大きな規模の法人ほど、利益率が高くて、規模が小さくなるにつれて、小さくなっています。

30ページが従業員一人当たり付加価値額の推移となっておりまして、31ページが労働分配率になっております。ここも赤枠で囲んだ箇所がありますけれども、規模の大きなところの分配率は大きくなり、規模の小さなところになると分配率が下がってきています。

これらの指標のとおり、大企業と中小企業で、二極化していることが状況として見て取れるかと思います。

続いて34ページから37ページが、価格転嫁の状況でございます。

38ページ以降が倒産件数の状況で、昨年度の最低賃金の引き上げに伴う影響等が記載しております。

続いて説明するのが、別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」でございます。この別紙2の小委員会報告が、中賃の目安小委員会から、各地方審議会に報告された内容になっております。

こちらで御確認いただきたいのは、67ページから始まる労働者側見解と、68ページから始まる使用者側見解がそれぞれございますので、また御参考にしていただければと思

います。

以上でございます。

○森本部会長

続きまして議事項番5「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○労働基準部長

私の方から資料の説明をさせていただきます。愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会資料を御覧下さい。

答申の内容と重複するところがありますが、資料No.2「主要統計資料」の説明を行います。時間の都合で駆け足での説明となりますが、疑問点などがありましたら、後で事務局の方に御連絡いただければと思います。

資料10ページ、11ページを御覧下さい。こちらは雇用情勢で、有効求人倍率、完全失業率の推移となっております。これに関して県別の数値が42ページ、43ページにございます。愛媛県は概ねB、Cランクの平均と同様でございます。

資料12ページ以降が、賃金・労働時間の推移ということで、18ページのところまでございます。こちらの方の県別の数値は、後ほど紹介させていただきます。

続いて、資料19ページから春季賃上げ妥結状況でございます。左側が連合の回答集計結果となっておりまして、その下が連合の有期・短時間・契約等労働者のものでございます。この加重平均を見ていただくと、昨年の5.74%を更に上回る5.81%という数字が出ております。右側の上段・中段が経団連の集計、下段が日商の集計となっております。経団連の方は上段が大手企業、中段が中小企業の数字となっております。大手企業は5.38%ということで、昨年の5.58%に次いで高い数字となっております。また、中小企業のみでも、昨年度3.92%から4.35%に上昇しています。

続きまして22ページはA、B、Cランク別の消費者物価指数の推移表となっております。例年どおりB、Cの方でAより上昇率が高くなっています。23ページが1月あたりの消費支出額の推移でございます。いずれの世帯をとってもコロナ禍の2020年を境に、年々各世帯の支出額の増加が続いております。

続いて24ページ、25ページの未満率、影響率のところでございます。最低賃金の高い引上げ額に伴って、この2年、20%を超える影響率になっております。24ページのところは最低賃金基礎調査の影響率・未満率で、25ページの方は賃金構造基本統計調査によるものでございます。基礎調査では影響率が20%を超えており、賃金構造基本統計調査では8%という数字になっております。これは調査対象の事業所規模が違うということで、最低賃金基礎調査は30人未満の事業所を対象としていて、賃金構造基本統計調査の方はそれ以上の規模のところを含んでいるということで、数字として差が出ていると

いうことでございます。

説明は省略しますが、資料 26 ページから 28 ページが、地賃と賃金水準の関係に関するデータでございます。続いて資料 29 ページから 36 ページが、企業の業況判断及び収益に関するところでございます。それから 37 ページからが労働生産性の推移のデータとなっております。

続いて、都道府県統計資料編の説明を行います。

資料 41 ページは 1 人あたりの県民所得や標準生計費といったところでございます。A ランク、B ランク、C ランクの順に並んでおり、愛媛は B ランクの下から 2 つ目ということで、一番左が 1 人当たりの県民所得、その隣が標準生計費というところで、愛媛は両方の指標とも全国の中でも 40 位、47 位といった非常に低い下位に位置付けられています。

続きまして資料 42 ページ、43 ページの有効求倍率、失業率の推移ですが、先ほど A, B, C ランク別の表を見ていただきましたが、都道府県別ごとの内訳のデータになっております。最新の現在の状況につきましては、机上配布の当局の資料を御参照いただければと思います。

続いて資料 44 ページ以降の賃金・労働時間の推移でございます。44 ページが定期給与の推移で、45 ページと 46 ページが、ハローワークで受理した求人票のパートタイム労働者の時給の平均額、下限額のデータでございます。

それから資料 48 ページ以降が消費者物価指数等の都道府県ごとのデータになります。これは県庁所在地のものです。愛媛であれば松山の数字になります。先ほど説明した A, B, C ランク別の消費者物価指数の数字というものは、県庁所在地のデータを単純平均したものでございます。

資料 51 ページ以降が、消費支出額の県別の数値となります。資料 53 ページ以降が、労働者数、雇用保険の被保険者数、就業者数とかになります。

駆け足で申し訳ありませんが、次に業務統計資料編に移ります。

資料 60 ページ、61 ページを御覧下さい。60 ページがランク別の加重平均額と引上げ率の推移です。2023 年以降、C ランクの平均引上げ率が高くなっています。61 ページの方が地賃の最高額と最低額の格差の推移ということで、ビデオメッセージでも言及がありましたけれど、縮まっています。地域間格差は 2018 年、平成 30 年度の 224 円差が一番のピークで、現在、令和 6 年度では 212 円ということで、6 年で 10 円縮まったということでございます。

本年度の中賃の目安に関しても、下位ランクが上位ランクを上回る、C ランクが 1 円高い目安になっておりますし、公益委員見解においても、昨年度に続き地域間格差の是正を言及されているところです。

続いて資料 62 ページの地域別最低賃金引上げ率の推移ということで、昨年度を見ていただきますと御承知のとおり、徳島が 9.4% と圧倒的に高い数字になっておりまして、

愛媛はそれに次ぐ 6.6% ということになっております。

続いて資料 65 ページから 76 ページが令和 7 年賃金改定状況調査結果となっております。65 ページの 3 「調査事業所」のところにありますとおり、常用労働者 30 人未満に属する企業から抽出して行う調査となっております。この中で 70 ページ、71 ページがいわゆる第 4 表というもので、中貸の答申でも用いられているものでございます。産業計、一般パート計、あるいは男女計を御覧いただきますと、A, B, C, 計とございまして、産業計の場合、この賃金上昇率が A で 2.1%、B で 2.9%、C で 3.0%、計 2.5% というようなことになっております。76 ページに推移のグラフがありまして、先ほどの参考資料にも出てきましたけれど、こちらにもございます。

資料 77 ページから 80 ページが生活保護費と最低賃金の関係でございます。

資料 81 ページから 83 ページがランクごとの地域別最低賃金額、未満率及び影響率になっております。最低賃金基礎調査を基にしておりますので、20% を超えていますけれど、令和 6 年度の影響率を見ると A ランク 22.0%、B ランク 23.5%、C ランク 25.6% となっております。また、愛媛を中心に 82 ページを見ますと、最低賃金基礎調査ですと 24.6%、賃金構造基本統計調査ですと 10.0% という数字になっています。

資料 85 ページから 124 ページが、都道府県別の賃金分布グラフでございます。愛媛県一般労働者、短時間労働者を含む全体のものは 94 ページに愛媛県全体のグラフがあります。一般労働者だけのグラフが 107 ページに、短時間労働者だけのグラフが 120 ページにあります。令和 6 年の賃金構造基本統計調査のデータでございますので、897 円周辺に人数が多いことがわかります。

それから資料 125 ページ以降に、最新の経済指標の動向をまとめてあります。こちらの方も御参照いただければと思います。

私の方からは以上です。

○賃金室長

私の方からは、経済指標について説明させていただきます。

資料 175 ページを御覧下さい。愛媛の工業統計をお示ししております。

令和 4 年 6 月 1 日現在で実施した「経済構造実態調査」の愛媛県分を要約したものであります。「工業統計調査」は 2020 年をもって中止となり、2022 年以降は「経済構造実態調査」に包摂され、国直轄調査となっています。

令和 3 年以前の「工業統計調査」等の調査結果は従業者 4 名以上が対象で、令和 4 年の「経済構造実態調査」の調査結果は従業者 1 人以上が対象なので、比較ができないことから、令和 4 年分以降の「経済構造実態調査」は結果のみの記載しております。

179 ページは愛媛の経済指標を示しております。

生産・公共工事・住宅着工の分野では、公共工事請負金額、建築着工面積ではプラスですが、新設住宅着工数は前年比マイナスを示しております。

消費・観光・物価の分野では、コンビニエンスストア商品販売や消費者物価指数は前年より増加しています。

雇用・企業倒産の分野では、有効求人倍率、新規求人数、新規求職者数は、前年より減少しており、企業倒産件数は、前年より増加しているものの、負債額は減少しております。

次のページの金融・貿易の分野では、全て前年より増加しております。

次に、別冊の資料集を説明します。

この資料集では、1から6の目次項目として、「愛媛県最低賃金の推移」、「全国の最低賃金額」、「愛媛の賃金実勢」、「労働者の生計費」、「類似の労働者の賃金」、「生活保護と最低賃金」、「求人倍率」についての資料をつけております。

1ページ資料No.1、5ページ資料No.3、9ページ資料No.5は、第1回本審の資料としてもお配りしており、資料No.5のグラフでは、ランク別に色を統一し、愛媛は緑色で表示しています。Bランクの愛媛県は目安額50円プラス9円とし、Cランク県との格差は、鳥取県を除き解消しました。

3ページ目は、愛媛県最低賃金の令和6年までの年次別推移と採決状況を掲載しております。

11ページから15ページは、令和6年の賃金構造基本統計調査をまとめたものであります。

17ページの資料No.9のうち、17ページは松山市の標準生計費、18ページは2020年を100としたとした消費者物価指数を記載しております。2025年5月時点で総合物価指数は、前年同月比で2.8%、2020年からでは、10.8%上昇していることが分かります。

19ページの資料No.10は、愛媛県の短時間労働者の産業別の1時間単価グラフになり、最低賃金額との差額がわかるようになっています。

21ページの資料No.11は、愛媛県の初任給の状況を示しております。令和6年はどの区分も全国に比べ、90%程度の指数となっています。

23ページの資料No.12は、毎年お配りしております生活保護費制度についての説明です。

25ページの資料No.13は、令和5年の愛媛県最低賃金897円と、生活保護との比較を計算したものです。

生活保護のデータは、令和5年度の18~19歳の単身者に適用されるものを使用しており、住宅扶助費は令和5年被保護者調査年次調査の実績値を用いております。

級地別人口は、令和2年の国勢調査結果により26ページの集計とおりに示されております。

これらをもとに生活保護を計算しますと約97,219円となり、令和5年最低賃金額897円で計算した月額125,810円とでは、約28,591円となり、最低賃金額の方が高くなります。1時間当たりで換算した生活保護と比較した必要最低賃金額はマイナス204円と

「愛媛県最低賃金額が生活保護を上回る」結果となりました。

先ほどの本省資料 80 ページでも差は 204 円となっています。

27 ページの資料No.14 は、愛媛労働局発表の有効求人倍率を、地域別に纏めたものです。

次は別冊資料の「令和 7 年最低賃金に関する基礎調査の概要」です。

1 ページの調査の概要の「1 趣旨」に記載されているとおり、最低賃金基礎調査は、愛媛県最低賃金の改定決定に資するため、愛媛労働局において、県内の民間企業の賃金実態を毎年調査しているものです。

項目 4 の「調査の内容」にありますように、調査は、令和 7 年 6 月 1 日現在雇用している労働者について、当該労働者が 6 月の所定労働日をすべて勤務した場合に支払われる基本給と割増賃金を除く手当、労働日数、1 日の労働時間数のほか、労働者の属性について回答を求め、1 時間当たりの賃金額の分布を集計しております。

項目 5 の「調査の集計」にありますように、本年は 1,927 事業所に対し調査を行い、特定最低賃金が適される事業場を除き、413 事業所を地域別最低賃金対象としました。

地域別最低賃金対象の集計事業所数は、546 事業所、集計労働者数は 4,668 名となっております。

3 ページ以降に調査結果を添付しております。

折れ線グラフの下に表示をしております特性値について説明いたします。

「中位数」、「第 1 ・ 4 分位数」、「第 1 ・ 10 分位数」、「第 1 ・ 20 分位数」の項目があります。

「中位数」は、各労働者を賃金額の順に並べ、低い方から数えてちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表します。

「第 1 ・ 4 分位数」は、全体を 4 等分した際の一番賃金の低い集団と 2 番目の集団の境界の者の額を表し、「25% 値」とも言います。

同様に「第 1 ・ 10 分位数」は「10% 値」、「第 1 ・ 20 分位数」は「5% 値」となります。

それではグラフを御覧下さい。過去 5 年間の特性値の推移を「折れ線グラフ」で示しております。

次に(3)未満率と影響率の推移を御覧下さい。

影響率は、令和 3 年からは、毎年大幅な引上げが続いていることから、毎年影響率は大幅な上昇となっています。令和 6 年も過去最大の 59 円の引上げ額となったことから、影響率は 24.4% となり 20% を超え、前年に引き続き高い影響率となっています。

令和 3 年からは毎年大幅な引上げが続いているが、令和 7 年は過去最大の引上げ額でしたが、未満率は 1.7% と前年比較で 0.1 ポイント下がっています。

5 ページ以降に総括表があります。

総括表は「規模別」と「男女別」を纏めたものと「年齢別」で纏めたものの 2 種類が、それぞれ両面で 11 ページ 6 枚あります。現行の最低賃金額 956 円から 1057 円まで 1 円

刻みで労働者の分布を示しています。

総括表の3枚目を御覧下さい。

表の最下欄に、月平均賃金額や時間当たり平均賃金額とともに特性値の金額が表示されています。

各特性値にはそれぞれ色付けをしており、各列の該当する特性値の位置に同じ色付けをしております。また、5ページ上 945 円から 12 番目の愛媛県最低賃金額のところを参考として見て下さい。956 円の一つ上の段の 955 円の欄までが最低賃金の「未満労働者数」と「割合」になっており、全体で 3,261 人、1.7%となっております。

今回、令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安が示されましたが、A、B ランクが 63 円、C ランクで 64 円となりました。

参考として 18 ページを見ていただくと、引上げ額 63 円で、時間額 1,019 円、6.59% の引上げ率となり、影響率は 28.18%となっております。

以上で、本年の最低賃金基礎調査結果の概要となります。

次に、机置きの資料として、松山財務事務所が発表した「愛媛県内経済情勢報告 令和7年7月」の資料で、もう1つは、令和7年8月1日（金）に愛媛労働局が発表した管内の雇用失業情勢の資料がありますので、お目通しのほどよろしくお願ひします。

資料の説明は以上となります。

○森本部会長

事務局の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

(質問等なし)

○森本部会長

それでは先に進めます。

事務局からの説明の内、愛媛県最低賃金と生活保護水準との関係に関し、最新の令和5年度のデータに基づいて比較したところ、令和5年10月6日発効の愛媛県最低賃金時間額 897 円は、愛媛県の生活保護水準を下回っていないということを、例年どおり、専門部会の報告書に盛り込むこととして、よろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本部会長

専門部会の報告書に盛り込むことといたします。

議事を進めます。議事項番6 「金額審議」に入ります。

本日は第1回目の専門部会でありますので、初めに労側、使側の順に基本的な考え方

を示していただいた後、金額審議に入っていきたいと思いますが、よろしいですか。

(一同同意)

○森本部会長

それでは労働者側から、基本的な考え方の説明をお願いいたします。

○白石委員

それでは、労側の主張を述べさせていただきます。

今期の春季生活闘争は、物価も賃金も上がっていく新たな社会的規範を確立すべく取り組んだ結果、5.09%、金額で16,176円と昨年に引き続き5%を超える結果が出ています。新たなステージに移った愛媛の経済を安定した巡航軌道に導くためには、労働組合が無い職場で働く労働者にも、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があると思います。

労働者の生活は、昨年以上に厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の暮らしは、極めて厳しいということは、8件の意見書が提出された通りだと思っております。

実質賃金は減少をたどり、賃金が上がっても、物価上昇には追い付かず、「生活が苦しい」との声が多く聞こえています。最低賃金引上げへの期待度は極めて高く、厳しい目線が向かれていると感じています。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版には、賃上げこそが成長戦略の要であるとし、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大の取り組みを5年間で集中的に実施するとしています。最低賃金法第1条には「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とありますように、これらの社会的な要素も踏まえた金額にすべきと考えます。

先行き不透明だからこそ、最低賃金近傍で働く生活者を守り、景気を失速させないためにも、最低賃金を大幅に引き上げていく必要があると思っています。

最低賃金のあるべき水準という観点からは、2025年春季生活闘争では連合全体としては昨年を上回る高い水準の賃上げが報告されています。愛媛においては、2年連続で5%を超える結果が出ていますし、有期・時短等の時給でも、5.81%と一般組合員の率を上回っています。

愛媛の妥結状況は、全体で16,176円、愛媛の統計資料「毎月勤労統計調査地方調査月

報」令和7年4月の労働時間数142.3時間で換算すると、時給に直して113.6円となります。愛媛県内の加盟組合の短時間妥結金額は単純平均で73.5円となっています。

これらの結果は、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、春闘における労使交渉を通じて、人材の確保・定着、現場力の強化、モチベーション向上など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると考えています。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があると考えます。

以上のことから、冒頭から申し上げているとおり、現下の社会情勢とあるべき水準の観点からも、昨年以上の大幅な改定が必要だと考えています。

また、労働者のくらしの観点から生計費について見てみると、現在の最低賃金は連合リビングウェイジ1,120円を大きく下回っています。そもそも絶対額として最低生計費を貯えないと認識しています。足元の消費者物価指数、松山は総合指数で110.8と前年同月比2.8%上昇、生鮮食料品を除く指数では、前年同月比3.1%の上昇と高水準で推移していることは、皆様も御承知のとおりです。物価の上昇が続いている中で、生活実感として、昨年以上に苦しくなっている調査結果もありますし、連合総研の調査では、世帯収入の低い層ほど昨年と比べて暮らし向きが悪化していると評価しています。400万円世帯でその割合は5割を超え、これは昨年調査の結果を上回っています。また、いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めないと生活できないということが、うたわれています。

加えて、連合が実施したパート・派遣労働者に対するアンケートでは、本人の収入が世帯収入の半数を占める主稼得者は約半数を占め、最低賃金近傍者の生活実感をいかに汲み取るかというのが重要な課題だと考えています。

また、地域間の格差の問題は依然として大きいものと捉えています。昨年は956円としたものの、最低賃金最少額の県との差はわずか5円であり、Bランクに位置付けされではいるもののCランクの県とほぼ同額となっているのが愛媛の最低賃金ですし、全国の中で低位にあることは変わりありません。依然として最高額である東京とは、207円、隣県の香川県との差は、14円、橋でつながっている広島県とは、64円もの差があり、格差については、改善傾向にあると言いつつ、その是正はまだまだ不十分です。地域間格差による影響は地理的な事情にも依りますが、とりわけ時間的・距離的に隣接した地域では労働力を流出させ、地場の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因と考えています。

雇用情勢、労働市場における募集賃金の状況と、企業の支払能力の観点からみると、雇用情勢は、完全失業率、有効求人倍率とも堅調に推移していますし、製造業・非製造業とも、規模区分を問わず人手不足の状況です。愛媛県における「パートタイム労働者の求人募集賃金下限額」は、1,091円と最低賃金額を135円上回っており労働市場の動

向も加味しても、最低賃金の大幅な引上げを図るべきだと考えます。

こうした逼迫した労働市場を反映して、人材獲得のため多くの企業が初任給の引上げを行っており、連合 2025 春季生活闘争の集計では、対前年比で、生産技能職で 6.2%、事務技術職で 5.5% 増と初任給を上げている結果が出ています。

これは、人口流出や人手不足が進む地域、中小・零細事務所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む一層の賃上げが急務であることを意味しているのではないかと思っています。

全国の倒産件数は 2024 年に 10,006 件と、近年では増加傾向ですが、中長期的にみれば、まだまだ低い水準であると思っています。統計上の雇用情勢は先ほど述べたとおり堅調でありますし、愛媛県内の 1,000 万円以上の負債を抱え倒産した企業は 30 件を超え、高止まりの状況が続いているものの、その要因は、不況型の販売不振が 9 割ということで、そもそも労側としては、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと考えており、雇用情勢への影響は極めて限定的と思われます。

支払能力についても、最低賃金の様々な資料から見ると、企業の経常利益は堅調に推移していると読み取れます。資本金規模別労働分配率では、労働分配率はコロナ禍以降すべての企業で低下傾向にあります。特に資本金規模 1,000 万円未満の企業においては、水準自体は 8 割前後と高いものの、近年最低賃金が上昇局面にある中においても、その分配率は低下しており、最低賃金引上げとの相関は関連できず、支払能力との関連性は限定的と思っています。

色々申し上げましたけれども、最低賃金法第 1 条の目的にもあるように、「労働者の生活の安定」を考えた時、昨今の物価上昇を考えると、目安以上の大幅な引上げが必要だと労側は考えております。

以上、主張させていただきました。

○森本部会長

ありがとうございました。使側の方から御質問があればお願いします。

(質問等なし)

○森本部会長

それでは、使用者委員の基本的な考え方の説明をお願いいたします。

○八塚委員

総論的には、従来から申し上げているとおりに、最低賃金の引上げ率というものは、基本的に現実の賃金伸び率とパラレルの数値にしなければ給与体系のバランスにも影響しますので、やはり、賃金改定状況調査結果の第 4 表のデータや経団連などが集計し

た中小企業の春闘結果も参考にしていくべきと考えています。

物価上昇に伴う生計費の上昇は顕著でございますので、当然考慮すべき重要なポイントと認識しております。また、法定三要件の一つである通常の賃金支払い能力もありますので、それを超えた過度の負担を使用者が負わないことも併せて重要なポイントであると考えております。

特に昨年は、本県のランクがDランクからBランクに区分替えされまして、同ランク県との格差解消とか、Cランク県とのバランス論といったものにかなり引っ張られた感がありましたが、本来的には法定の三要件について統計データ等の客観的な資料に基づいて議論しなければならない、これが法律の求めているところであると考えております。

目安金額は今回 63 円ですが、これを採用すると引上げ率 6.59% ということで、消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合が昨年 10 月から今年 6 月までの平均上昇率は B ランクで 3.9% とありましたが、これよりはるかに大きく、大手企業の賃上げレベルよりも高い引上げ率になっております。

賃上げ原資の乏しい中小企業を含めた、むしろこちらの方が主な対象となりそうな全ての企業に罰則付きで強制される最低賃金の引上げ率として、本当に適切なのかについて、疑問をもっているところであります。

基本的なスタンスは以上ですが、もう少し詳細に説明したいと思います。

現在の賃上げは、防衛的な賃上げであるとした企業の割合が 60.1% で、昨年より微増の状況です。つまり、経営状況が良くなつたから賃上げするのではないという企業が、6 割あるということです。これは日商や東商の調査結果です。

また、正社員の賃上げ率を見てみると、全体で 4.03%、20 人以下の企業に限定すると 3.54% で、昨年より上昇はしていますが、小規模事業所では依然として、3 % 台の賃上げ率であるという状況です。

それから正社員の都市部の賃上げ率は 4.37% で、地方の賃上げ率は全体で 3.94%、小規模企業では 3.55% と 4 % に届いていません。パート・アルバイトの賃上げ率を見ても、20 人以下の賃上げ率は 3.30% ということで、昨年よりも小規模企業では 0.58% 減で、息切れ感が見られるのではないかと思います。

パート・アルバイトの賃上げ率を地域別に見てみると、体力以上の賃上げが続く状況の中で、やはり小さいところは 3 % で息切れしていることが分かるかと思います。

いよぎん地域経済研究センターが昨年 11 月に出した企業のアンケート結果を見てみると、既存の賃金額が、最低賃金を下回るため、引き上げる企業は 8.7 ポイント上昇の 46.3% というところで、最低賃金が上がつたから引き上げたという企業が増えています。つまり、引上げ額の大きさを反映した結果になっています。

最低賃金引上げの具体的な影響を見ると、大きなマイナスの影響があるというのと、ある程度マイナスの影響があるのを合わせると 46.7% と、昨年より 4.3 ポイント上昇しています。具体的なマイナスの影響を見てみると、人件費の増加に伴う採算悪化が

78.2%で、体力が急速に奪われているのではないかと、危惧しているところです。そういった危機意識を持つことが大切だと思います。

同じく、いよぎん地域経済研究センターが今年の6月に発表した近年の最低賃金引上げに関するアンケート結果を見てみると、全体の65.9%が「負担あり」と回答しております、大多数の企業に影響が見られる状況でございます。

このような状況でございますので、近年の最低賃金の大幅な引き上げは企業に大きな影響を与えており、とりわけ最低賃金の引上げに影響がかなり出てくると思われる地方の中小企業につきましては、原材料価格やエネルギーの高騰といったコストが上昇している中で、引き続き人材確保のために利益を削って賃上げに取り組んでいるけれども、かなり負担感があり、精一杯努力して賃上げしても、小規模な企業は平均で3%台であるという調査結果が出ております。

そういうことを踏まえて、基本的に考えることは、物価上昇に伴う生計費の上昇で最低賃金を引き上げることの必要性は理解しておりますが、通常の賃金の支払能力を超えた過度の負担を、使用者が負わないようにすることが必要とも考えております。過度の負担かどうかの指標は、賃金改定状況調査結果の第4表の賃金引上げ率とか、中小企業の賃金引上げの数値が指標として考えられます。

また、これらの引上げ率も防衛的に行っているということも、念頭に置いておく必要があると考えております。

中賃の6%という数字が、よく分からぬ面がありまして、物価上昇率や賃上げ率よりもかなり大きな数字になっており、この目安を根拠づけるものが何であるか、理に適うものであるかについては、疑問をもっているところであります。

あと、大多数の企業が負担有りという回答をしていますので、影響率についても注目する必要があろうかと思います。実際、目安の金額で見れば、過去最大の影響率になってしまいますので、そういったことも念頭に置きながら、納得感が得られる理由に基づいた数字の設定を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○森本部会長

ありがとうございました。労側から御質問があればお願ひします。

(質問等なし)

○森本部会長

労使それぞれから金額審議に当たって、基本的な考え方をお聞きしました。

ここからは、基本的な考え方を踏まえて、具体的な金額審議に入ります。

例年どおり、公労、公使に分かれて、労使それぞれで検討いただいた結果を公益との

間でやり取りするという形で進めさせていただくことによろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本部会長

それでは、具体的な金額審議に入りますので、傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようお願いします。

(傍聴者退席)

(以降具体的な金額審議)

○労働者側（1回目）

労働者側委員からは、基本的な考え方を踏まえ、連合リビングウェイジ 1,120 円が最低限度必要として、現行の愛媛県最低賃金から 164 円引き上げた 1,120 円（引上げ率 17.15%）の金額が提示された。

○使用者側（1回目）

使用者側委員からは、基本的な考え方を踏まえ、令和7年度賃金改定状況調査結果の第4表の一般・パート計Bランクの率に基づき、現行の愛媛県最低賃金から 28 円引き上げた 984 円（引上げ率 2.93%）の金額が提示された。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

(審議を公開)

○森本部会長

審議を再開します。ただ今からの審議は公開となります。

本日は、具体的な金額提示をいただいて審議を行いましたが、労使の意見の一致に至りませんでした。

各側委員におかれましては、引き続き歩み寄りに向けて検討いただき、次回の専門部会に臨んでいただきたいと思いますが、金額審議について何か御発言はございますか。

(発言なし)

○森本部会長

それでは議事を進めます。議事項番7「その他」に入ります。
御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

(意見等なし)

○森本部会長

それでは、事務局から今後の予定の説明をお願いします。

○賃金室長

次回、第2回専門部会は、8月19日（火）10時00分からを予定しております。
事務局からは以上でございます。

○森本部会長

それでは以上で、第1回専門部会を終了いたします。委員の皆様、長時間ありがとうございました。